

(3) 2024.6 ふじさと

(1) 均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円	7割	13,578円
43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円+29万5千円×世帯の被保険者数	5割	22,630円
43万円+（給与・年金所得者等※の数-1）×10万円+54万5千円×世帯の被保険者数	2割	36,208円

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。

- ▶ 一定の給与所得者（給与収入55万円超）
- ▶ 公的年金等に係る所得を有する方

（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）

(2) 会社の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方については、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。（所得が少ない方については、7割軽減となります。）

＜注意＞※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

※令和6年4月1日時点で、既に制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。

後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります（8月1日～）

8月1日から「うす赤色の被保険者証」に変わります。7月下旬にお届けしますので、8月1日以降は新しい被保険者証を病院や薬局などの窓口に提示してください。今お持ちの被保険者証（緑色）は8月1日以降、ご自分で破棄くださるか、町民課⑤窓口へご返却ください。破棄の際は、お間違えのないようご注意ください。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和6年度も住民税非課税世帯の方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。申請の必要はありません。

※非課税世帯から課税世帯に変わった方については同封されませんのでご注意ください。

○「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在認定証をお持ちの方で、昨年度に引き続き令和6年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、8月1日からの「限度額適用認定証」を被保険者証と一緒にお届けします。申請の必要はありません。